

## 松戸市公聴会事務取扱

(平成20年7月1日)

(趣旨)

第1条 この事務取扱は、松戸市建築基準法施行細則（昭和46年松戸市規則第21号。以下「規則」という。）第4条の12の規定に基づき、規則第4条の3で定められた公聴会の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の運営)

第2条 公聴会は、利害関係人（昭和48年建設省例規住街発第1478号に定める者並びに当該例規で示された範囲内の建築物の入居者）又はその代理人が意見を述べることにより行う。

2 公聴会に出席する利害関係人は、利害関係人名簿に所要事項を記入しなければならない。

(傍聴者の入場)

第3条 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴者名簿に所要事項を記入しなければならない。

2 主宰者は、公聴会における秩序を維持するため必要があると認める場合には、傍聴者の数を制限することができる。

3 主宰者は、傍聴者が先着順による傍聴席の定員に達しときは、抽選、その他の方法で傍聴者を決定することができる。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、公聴会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気をおびている者
- (3) ビラ・プラカード・旗・のぼりの類を所持している者
- (4) はちまき・腕章・たすき・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- (5) ラジオ・拡声器・無線機・マイクの類を所持している者

- (6) 主宰者の許可を得ないで録音機・カメラの類を所持している者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、公聴会を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者が守るべき事項)

第5条 公聴会の傍聴者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等公聴会を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は談笑しないこと。
- (4) みだりに席をはなれないこと。
- (5) その他秩序を乱し、又は公聴会の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影・録音の禁止)

第6条 公聴会の傍聴者は、会場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ、主宰者の許可を得た場合はこの限りでない。

(主宰者の職務)

第7条 主宰者は、規則第4条の10で定める場合の他、公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を越えて発言するときは、この者に対し、その発言を制止し、又は退場を命じることができる。

(委任)

第8条 この事務取扱に定めるもののほか公聴会の運営に関し必要な事項は、主宰者が定める。

附 則

この事務取扱は、平成20年7月1日から施行する。